



2018 KYOJO-CUP 大会特別規則書

<<暫定版>>

競争女子KYOJO-CUP 2018レースシリーズ

第1戦 2018年 6月17日(日)

第2戦 2018年 8月26日(日)

第3戦 2018年10月 7日(日)

第4戦 2018年11月18日(日)

公認

一般社団法人 日本自動車連盟

主催

富士スピードウェイ株式会社

FIS00クラブ

共催

株式会社インタープロトモータースポーツ

競争女子事務局

大会公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則及びその付則、並びに、それらに準拠した富士スピードウェイ一般競技規則及び本特別規則に従い準国内競技として開催される。全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守すると共に、オーガナイザー及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2018 KYOJO-CUPレースシリーズ

第2条 競技種目及び格式

四輪自動車によるレース。準国内格式で行われる。

第3条 開催場所

名 称 富士スピードウェイ 国際レーシングコース

所在地 静岡県駿東郡小山町中日向694

TEL 0550-78-1234

FAX 0550-78-0205

長 さ 4,563m

レースの方向 右回り

第4条 オーガナイザー

<<主催>>

■富士スピードウェイ株式会社

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向694

TEL 0550-78-1234 FAX 0550-78-0205

代表者 原口 英二郎

■FISCO クラブ (FISCO-C)

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-18

TEL 03-3556-8511 FAX 03-3556-8518

会長 田中 有光

<<共催>>

■株式会社インタープロトモータースポーツ

〒410-1312 静岡県駿東郡小山町菅沼1850-1

TEL

代表 関谷 正徳

第5条 開催日程

第1戦 2018年 6月17日 (日)

第2戦 2018年 8月26日 (日)

第 3戦 2018年10月 7日 (日)

第 4戦 2018年11月18日 (日)

第2章 参加に関する規則

第6条 KYOJO-CUPの基本理念と参加に関する前提

6-1 KYOJO-CUPは、日本のモータースポーツの発展の一助となるよう、女性のプロドライバーレースシリーズを成立、発展させていくを目的とする。このKYOJO-CUPの基本理念に賛同し、協力をすることを、大会参加の前提とする。参加申込みをした事実により、参加者のみならず、エントラント及びチーム関係者全てが、その前提を承認したものとする。

6-2 上記項目に反し、または反する行為等が認められた場合、競争女子事務局は厳正な処分を行う。またエントリーの取り消し処分となった場合にも、参加料は返還されない。

第7条 参加申込み

7-1 参加申込み期間

第 1戦 2018年 5月18日 (金) ～ 2018年 5月24日 (木)

第 2戦 2018年 7月17日 (火) ～ 2018年 7月26日 (木)

第 3戦 2018年 8月28日 (火) ～ 2018年 9月 6日 (木)

第 4戦 2018年10月 9日 (火) ～ 2018年10月18日 (木)

7-2 参加料

¥ 5 4, 0 0 0 (税込み)

7-3 申込み手順

参加者は、以下の手順に従い、参加申込みを行うこと。

7-3-1 競争女子ホームページ(<http://kyojocup.com/download/>)より、次の2つの用紙をダウンロードし、必要事項を記入し、署名捺印を行う。

①参加申込書 (参加料振込み証明書添付)

②改造申告書

7-3-2 以下の口座への参加料の振込を行う。

参加料振込先：静岡銀行 (金融機関コード0149)

御殿場東支店 (ごてんばひがし) (店番0266)

普通口座 口座番号 0485208

(株)インタープロトモータースポーツ競争女子事務局

振込みの際、振込名はドライバーネームとすること。参加料は過不足なく、銀行

振り込みにて納付し、振込みを証明するものを参加申込書に添付すること。証明書等の添付が無く入金を確認できない場合は別途、参加料を申し受けるものとする。

なお、銀行振込手数料は参加申込者が負担するものとする。

7-3-3 2つの書面を、スキャン、あるいは十分な解像度を持つデジタルカメラの撮影データを、電子メールにて以下へ送信する。

info@kyojocup.com

7-3-4 送信した2つの書面については、原本をレースウィークに競争女子事務局へ提出すること。

7-4 参加車両の名称は「VITA」を含めたものとし、15文字以内とする。

漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字等すべての1字を1文字と数える。15文字を超えた申請は、車種名を残しオーガナイザーが15文字以内に訂正する。

7-5 オーガナイザーは、理由を示すことなく、参加の正式受理を拒否することができる。

7-6 参加を正式に受理されたエントラント、ドライバーがレースに参加しなかった場合は、不可効力による場合、あるいはオーガナイザーが同意した場合を除き罰則が課せられる。また、不正記入の参加申込みは無効とし、失格の上、参加料は没収される。

7-7 オーガナイザーは、締切日以前であっても参加受付を締め切ることができる。また、反対に締切日を延期することもできる。

7-8 オーガナイザーは、台数制限を設けることができる。

7-9 申込み者に対し、原則として締切後2週間以内に参加受理又は、参加拒否が通知される。受理後参加を取り消す申込み者には参加料は返還されない。

第8条 保険申告

ドライバーは、900万円以上、ピットクルーは、400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。参加者は加入している事実を参加申込書に定められた書式によって申告するものとする。申告の無い者のレースへの参加は認められない。

第9条 参加ドライバー資格

参加者は以下の項目、すべての条件を満たすこと。

①有効なFISCOライセンス所持者。

②四輪普通自動車運転免許証（外国の免許証を含む）及び2018年国内競技運転者許可証A以上の所持者。

またはJAF以外のASN発給の同様の競技ライセンスを所持し、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいる者。

③JAFの発行する国内競技運転者許可証A以上は競技参加者許可証を兼ねられるが、限定国内競技運転者許可証A及びJAF以外のASN発給のライセンス所持者はJAF発行の競技参加者許可証を必要とする。

④戸籍上の性別が女性であること。または外国人登録証など、それに準ずる公的書類によって、性別が女性であることが証明可能であること。

第10条 ドライバーの装備品

10-1 十分な強度が保証されている4輪用競技ヘルメットを着用すること。（国際モータースポーツ競技規則付則L項3章第1条及び2018年JAF国内競技車両規則のレース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則参照）

また、バイザーの取り外しも含めて製造者が認めた方法、及び当該型番に認証を与えた基準機構が認めた方法を除き如何なる改造も許されない。

10-2 フルフェイス（バイザー付もしくは不燃性ゴーグルを着用）ヘルメットを使用すること。

10-3 公認された耐火性のレーシングスーツ、グローブ、バラクラバ、シューズ等を必ず着用すること。（2018年JAF国内競技車両規則のドライバーの装備品に関する付則参照）

また、公認されたアンダーウェア及び公認されたソックスの装着は推奨とするが、綿製品等の難燃性素材の下着等を必ず着用すること。

10-4 頭部および頸部の保護装置（HANS）の装着が義務付けられる。尚、装着にあたっては、2018年JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則10. 頭部および頸部保護装置」に合致すること。

第11条 参加車両

11-1 富士チャンピオンシップレース特別規則書付則⑧⑨「FCR-VITA/KYOJO-CUP車両規定」に合致した車両。

11-2 エンジンオイル及びトランスミッションオイルについては、事務局より供与されるMOTUL製オイルを使用し、大会に参加すること。

第3章 競技に関する規則

第12条 無線機器

競技車両とピット及びピットサインエリアの間では、トランシーバー等を含む無線機の使用を禁止する。但し、競技車両のドライバーとピット及びピットサインエリアのピットクルー間の通話を目的に携帯電話の使用のみが認められる。ハンズフリー機能等を有した

機器を利用し、運転に支障がない範囲で、携帯電話本体及び周辺機器は確実に取り付けて使用すること。ヘルメットへの加工は禁止する。

第13条 自動計測装置（トランスポンダー）

自動計測装置は公式車検時までには車両に取り付けていなければならない。（レース終了後、速やかに競技会事務局窓口へ返却すること）

第14条 ピットエリアでの安全

14-1 ピットレーンでの後退ギアの使用は禁止される。

14-2 シグナリングプラットフォームへ出られる人数は2名までとする。ただし、決勝レーススタートの際には許可された競技役員以外の立入りは禁止される。

第15条 ブリーフィング

ドライバースブリーフィングは、公式通知で示された時間、場所で行われ、全てのドライバーに出席が義務付けられる。

第16条 競技車両番号の優先権

競技車両番号は原則として、当該年度において最初に使用した者が優先され、以後、当該シリーズ戦に連続して出場する場合に限り、その優先権は保持される。ただし、参加申込受付期間経過後の申込みについてはその限りではない。

尚、当該年度最初の使用に際し、同一番号の申請があった場合は、前年度出場回数、前年度獲得ポイント、申込順等を考慮してその番号をオーガナイザーが決定する。ただし、同一番号を申請した双方に譲歩がある場合はこの限りではない。

第17条 賞典

各大会の賞典は以下の通りとする。

優勝	賞金300,000円
2位	賞金150,000円
3位	賞金100,000円
4位	賞金 70,000円
5位	賞金 50,000円
6位	賞金 30,000円
ポールポジション賞	賞金 30,000円
ファステストラップ賞	賞金 30,000円

ベストチーム賞

賞金 30,000円

ベストチーム賞は、同時開催されるFCR-VITAレースでの獲得ポイントと、KYUJO-CUPでの獲得ポイントをマシン毎に合算し、最も多くのポイントを獲得したマシンの所属するチームに対して与えられる。

第18条 シリーズポイント

18-1 決勝レース結果によって以下のドライバーズポイントが与えられる。

優勝	20ポイント
2位	16ポイント
3位	12ポイント
4位	10ポイント
5位	8ポイント
6位	6ポイント
7位	4ポイント
8位	2ポイント
ポールポジション	2ポイント
ファステストラップ	1ポイント

18-2 シリーズチャンピオンは、全レースのドライバーズポイントの合算によって決定する。ただし第4戦に限り、1.5倍のドライバーズポイントが与えられる。

18-3 シリーズ終了時、同ポイントとなったドライバーについては、以下の手順によって順位を決定する。

- 1) 高得点を得た回数が多い順に決定する。
- 2) 上記の回数も同一の場合、以下の順をもって順位を決定する。
 - ①最終戦における得点。
 - ②最終戦の前の競技会における得点。

第19条 シリーズ賞典

KYUJO-CUP 2018のシリーズの賞典は以下の通りとする。

優勝	賞金300,000円
2位	賞金150,000円
3位	賞金100,000円
4位	賞金 70,000円
5位	賞金 50,000円
6位	賞金 30,000円

第20条 競技参加者及びドライバーの遵守事項

当該レースにおいて、競技参加者及びドライバーは以下の項目について、遵守しなければならない。

20-1 競技参加者及びドライバーは、自己の参加に係わるすべての者に、すべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。

20-2 競技参加者は競技期間中、自己の車両が車両規則及び安全規定に適合していることを証明しなければならない。

20-3 競技期間中、エントリーに係わるすべての関係者は、当該競技参加者またはドライバーと同様に規則を遵守しなければならない。

20-4 競技参加者、ドライバー及びチームクルーは秩序を保った行動をすること。相互に、または競技役員に対して攻撃的または侮辱的な言動を行うことを禁じる。この項目については大会期間終了後についても、適用する。

第4章 プロモーションに関する規則

第21条 広告スペース

参加者は競争女子事務局が規定するサインザーのために、レーシングスーツ及び車両に広告スペースを提供し、指定されたワッペンあるいはステッカーを適切な場所に貼付しなければならない。

第22条 プロモーションへの協力

参加者及びチーム・エントラントは、KYUJO-CUPのプロモーション活動について、可能な限り協力すること。